

県立学校版
学校再開に向けたガイドライン
（新型コロナウイルス感染防止対策）
～Ver.1～

令和2年5月22日
埼玉県教育委員会

目 次

<u>I 感染症対策の徹底について</u>	3
1 児童生徒等への指導	
2 校内の環境衛生管理の徹底	
3 組織体制の整備	
<u>II 授業の遅れに対する学習保障について</u>	8
1 授業における学習時間の確保	
2 家庭学習による学習保障	
<u>III-1 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）</u>	10
1 登下校	
2 各教科等の指導	
3 昼食	
4 休み時間・放課後	
5 図書館	
6 清掃活動	
7 学校行事	
8 部活動	
9 身体測定・健康診断	
10 学校説明会等の中高連携	
<u>III-2 教育活動上の留意点について（特別支援学校）</u>	17
1 登下校	
2 各教科等の指導	
3 給食	
4 休み時間・放課後	
5 清掃活動	
6 進路指導	
7 学校行事	
8 訪問教育	
9 医療的ケア	
10 寄宿舎の指導	
11 教育支援プラン	

12	支援籍、交流及び共同学習	
13	身体測定・健康診断	
14	部活動	
15	学校公開	
16	就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会	
IV	<u>進路指導（進学・就職）について（高等学校）</u>	26
1	共通の留意点	
2	進学指導の留意点	
3	就職指導の留意点	
V	<u>心のケア等に関することについて</u>	27
1	心のケア	
2	感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ	
3	児童虐待への対応	
VI	<u>教職員の勤務・サービス、健康管理について</u>	29
1	教職員の勤務・サービス	
2	教職員の健康管理	
VII	<u>就学支援について</u>	30
1	高等学校等就学支援金の申請	
2	家計が急変した世帯への支援	
VIII	<u>感染者が判明、または濃厚接触者が特定された場合の対応</u>	30
1	新型コロナウイルス感染者発生時の対応	
2	臨時休業を検討する際の判断要件	
3	濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）	

I 感染症対策の徹底について

1 児童生徒等への指導

【保健体育課①・福利課】

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」を参照

(1) 基本的な感染症対策の実施

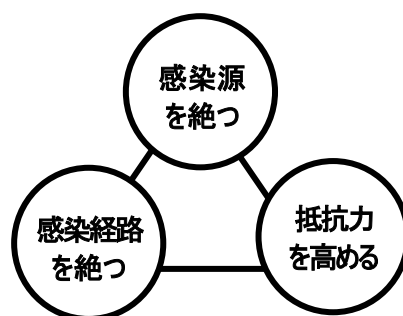
ア 感染症対策のポイント

感染源を絶つ行動

- ◎発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等は、自宅で休養（出席停止）
- ◎家庭と連携した健康観察
- ◎学校に入る前の検温 等

3つの徹底

- ◎手洗い
- ◎咳エチケット
（マスクの着用）
- ◎校舎内・共有物の消毒 等



規則正しい生活

- ◎十分な睡眠
- ◎適度な運動
- ◎バランスの取れた食事 等

イ 登校の判断

(ア) 事前に家庭に周知（確認）をしておくこと

- 発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となる。
- 登校前に検温・健康観察を行う。健康状態が確認できない場合は、学校で検温及び健康観察を実施する。
- 登校後に発熱等の風邪症状や登校後に体調不良を訴えた際は、早退させる。（出席停止）
- 早退等緊急時の保護者連絡先及び早退方法を確認しておく。（可能な限り、公共交通機関の利用を避ける。）
- 同居の家族の健康状態の確認及び、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないよう協力を依頼する。（出席停止）

(イ) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者の事情をよく伺い、学校の感染症対策について説明する。その上で、保護者の考えに合理的な理由があると判断する場合は、欠席としないなどの柔軟な取扱いを検討する。

ウ 学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問5参照

◆厚生労働省ホームページから

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - ※ 症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

◆体調不良者への対応具体例

- 体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行う。
- 教職員は、毎時間ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努める。
- 体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認する。
- 生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- 応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたる。（必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討する。）

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア マスクの着用

- (ア) 登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる。
- (イ) 特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクの着用を徹底させる。
 - ※ 熱中症等の恐れがある場合は、マスクを外させ、こまめな水分補給に留意する。

イ 「3つの密」の回避の徹底

(ア) 換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底（こまめに換気）

- a 可能な限り、常時2方向の窓を開放する
- b エアコンの使用時も換気を行う
- c 環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ

(イ) 多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離（1 m以上）の確保

- a 不必要な身体接触を避ける
(握手や手つなぎ、ハイタッチ等)
- b 並び方や座席の配置等を工夫
(1 m以上の間隔を開ける)
- c 学年集会などにおいても、身体的距離を確保する
(広いスペースが確保できる場所)

(ウ) 近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

- a 授業時や昼食時は、対面にならないようにする
- b 廊下や階段における接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定める
- c 来校者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

ウ 手洗いの徹底

(ア) 流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- a 手洗いのタイミング ⇒ 登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食（昼食）の前後など
- b 手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない
- c 必要に応じてアルコールを含んだ手指消毒液を活用する

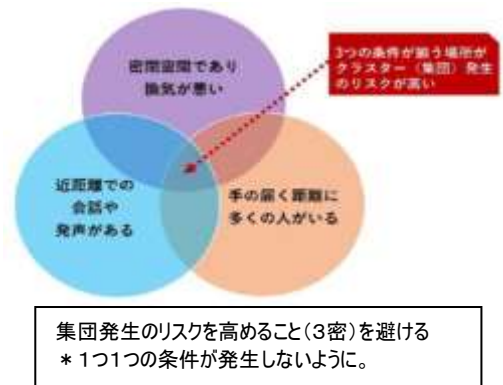
※ 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

(3) 重症化リスクの高い生徒への対応等

ア 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

(ア) 医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行う。その際、学校での受け入れ態勢も含め、学校医にも相談する。



(イ) 基礎疾患等がある児童生徒等

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断を行う。

イ 登校すべきでないと判断された場合の出欠の取扱い

主治医等の見解により、登校すべきでないと判断された場合、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

2 校内の環境衛生管理の徹底

【保健体育課①】

(1) 共用箇所の消毒

ア 教室やトイレなど、特に多くの者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。

イ 消毒作業については、教職員が原則実施すること。

ウ 消毒用エタノールだけでなく、入手しやすい次亜塩素酸ナトリウム液も積極的に活用すること。

(参考) 厚生労働省及び経済産業省リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

(2) 校舎内のゾーニング

ア 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定めること。

イ 検温等を未実施の児童生徒には健康観察を実施し、検温及び健康観察を行う場所は、専用の部屋を用意することが望ましい。

ウ 体調不良者の使用するトイレは、専用とすることが望ましい。

◆保健室について

○ 保健室は、体調不良者のほか、外科的な応急処置、健康相談、保健指導等を行う場である。保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒・教職員の対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。

○ 専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーティションで区切る・入口を分けるなどし、感染区域と非感染区域を分けて対応を行う（ゾーニング）。

○ 健康相談・保健指導は時間を指定して実施することも検討する。

(3) 来校者への対応

- ア 来校者に対しては、必ず窓口である事務室で氏名や来校時間、連絡先等を記入させること。
- イ 来校者の待機場所は、身体的距離（1 m以上）を確保できるよう工夫をすること。
- ウ 主に事務室の対応となるため、次に示す例を参考に検討すること。

◆事務室の工夫例

- 飛沫感染防止のため、カウンターをビニールシート等で仕切る。
- 事務職員はマスク着用で対応する。
- 来校者が利用できるよう、窓口に手指用消毒液を用意する。
- 窓口カウンターを、定期的に消毒する。 等

3 組織体制の整備

【保健体育課①】

- (1) 教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を確認しておくこと。
- (2) 学校医及び学校薬剤師と連携した体制を整えること。

II 授業の遅れに対する学習保障について

学校再開後に生徒に適切な学習指導を行うためには、一定の授業時数の確保が必要である。そのため、休業期間において失われた授業時数の少なくとも半数の授業時数を確保すること。授業の遅れに対する学習保障については、各学校の状況や次に示す内容を踏まえて、時間割編成の工夫、学校行事等の精選、長期休業期間の短縮、土曜授業の実施により、授業時数の確保を講じること。

また、学校再開後についても授業時数のみでは十分な学習保障は困難であることから、家庭学習の充実が必要である。家庭学習については、学校が課した学習課題の達成状況や成果を踏まえ、再度指導する必要がないと校長が判断した場合、補充のための授業をしないことができる。

さらに、分散登校期間、通常登校期間においても、ICTを積極的に活用した学習における組織体制づくりに校内全体で取り組み、臨時休業中に取り組んできたICTによる家庭における学習支援を継続し、必要に応じて総合教育センターの動画配信や技術支援を有効に活用することも必要である。

1 授業における学習時間の確保 【高校教育指導課①・県立学校人事課・特別支援教育課】

(1) 時間割編成の工夫による確保

期末考査後等における授業の実施について検討すること。

(2) 各種学校行事等の延期・中止による確保

ア 文化祭や球技大会の中止等を検討すること。

イ 開校記念日における授業の実施について検討すること。実施する場合は、平成27年1月6日付け教県第962号に基づき、「休業日における授業実施承認願及び臨時休業承認願」を県立学校人事課学事担当宛てに電子メールで提出すること。

(3) 長期休業の短縮による確保

ア 令和2年4月28日付け教高指第240号及び教特第89号のとおり、夏季休業については、「少なくとも7月31日まで及び8月25日から31日までを授業日」とすること。

イ 長期休業日の変更に関する報告は、令和2年4月28日付け教県第45号のとおり、県立学校人事課学事担当まで報告すること。

(4) 土曜授業の実施による確保

ア 実施を希望する学校は、令和元年11月5日付け教高指第1706号「県立高校における土曜日の授業の実施について（通知）」を参照し、申請すること。

イ 勤務の振替については、原則同一週とするが、それにより難しい場合は、勤務した日の前4週後16週の中で確実にすること。

ウ 新たな予算措置等の必要が生じる場合は、事前に県立学校人事課教員人事担

当に相談すること。

2 家庭学習による学習保障

【高校教育指導課①、②】

(1) 分散登校期間の取組

- ア 登校しない生徒に対しては、指導計画等を踏まえ教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。
- イ 授業動画の配信等を積極的に行うこと。
- ウ 家庭学習の実施状況や成果を確認し、学習評価に反映することができる。

<学習保障の例>

- 授業を撮影し動画配信することやライブ配信（インターネットによる生放送）によるオンライン学習の実施
- Google Classroom 等を活用した課題の配信・回収、Webテストの実施
- 双方向型のオンライン学習の実施（申請による輪番制での試行）

(2) 通常登校期間の取組

- ア 家庭での学習課題を適切に課し、生徒の学力向上を図ること。
- イ 講義動画の配信の継続、インターネットを介した課題の配布や回収、Webテストの実施等、ICTを活用することで家庭学習が効果的に取り組めることも考えられる。
- ウ 解説動画を配信して家庭で視聴させ、授業を行うことで、授業の効率化を図ること。

<家庭学習の例>

- 授業を撮影した動画を配信することで、復習を促すとともに、欠席した生徒の学習を補う。
- Google Classroom 等を活用した課題の配信・回収、Webテストの実施。

関係通知

- ・令和2年4月6日付け教高指第78号「県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る学校休業期間中の学習保障（動画配信）について（通知）」
- ・令和2年4月13日付け教高指第130号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の学習保障について（通知）」
- ・令和2年4月23日付け教高指第216号「新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の臨時休業への対応について（通知）」

Ⅲ－１ 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）

1 登下校

【高校教育指導課①】

(1) 分散登校

ア 分散登校の取り組み方

(ア) 学校再開に当たり、感染症拡大防止の観点から、身体的距離（1 m以上）を確保するため、当面の間、通常の教室を使用する場合は、通常のクラスの半数（20名程度）を基本とすること。

(イ) 定時制課程等については、身体的距離を確保した上で、適切に対応すること。

(ウ) 登校日の取扱いは、授業日に含む。

(エ) 教育委員会が移行期間の状況を踏まえ通常の教育活動の再開指示を行うので指示があるまでは分散登校を行う。

イ 「分散登校」に関する出欠の取扱い

(ア) 学年毎に登校日を設定する場合は、登校の対象である学年は授業日数に含み、登校の対象でない学年は授業日数に含まないこと。

(イ) 学年の一部に登校日に設定する場合は、当該学年の授業日数に含み、登校の対象である生徒については出欠を記録するとともに、登校の対象ではない生徒については、「出席停止・忌引き等の日数」として記録すること。

例1 学年の一部に登校日に設定する場合(グループ毎)

	月	火	水	木	金	授業 日数	出欠	※出席停止 ・忌引き等
1組 A	登校日	※	※	登校日	※	5	2	3
1組 B	※	登校日	※	※	登校日	5	2	3
2組 A	登校日	※	※	登校日	※	5	2	3
2組 B	※	登校日	※	※	登校日	5	2	3
3組 A	登校日	※	登校日	※	※	5	2	3
3組 B	※	※	登校日	登校日	※	5	2	3

例2 学年の一部に登校日に設定する場合

(選択科目により登校日数が異なる場合)

	月	火	水	木	金	授業 日数	出欠	※出席停止 ・忌引き等
A選択	登校日	※	※	登校日	※	5	2	3
B選択	※	登校日	登校日	※	登校日	5	3	2

(2) 登下校について留意点

- ア 校門や昇降口等での密集が起こらないよう、時間帯を分散させること。
- イ 時差通学や分散登校を活用すること。
 - (ア) 当面の間、公共交通機関を利用する生徒の多い学校において、通勤時間帯を避けた登校時間を設定したり、学年毎に登校時間に差を設けたりすることを検討すること。
 - (イ) 公共交通機関の利用はなるべく避けるよう指導すること。
 - (ウ) 家庭、地域、関係機関（警察等）との連携・協力による登下校指導や、交通安全指導の実施を検討すること。
- ウ 公共交通機関を利用する際、マスクの着用を徹底し、近距離での会話を控えるよう指導すること。
- エ 登下校後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うよう指導すること。

2 各教科等の指導

【高校教育指導課①③・保健体育課②】

(1) 全体に関する内容

- ア 当面の間、少人数による話し合い、教え合いは可能な限り控えること。
- イ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒したり、使用する前後で手洗いを徹底するよう指導すること。
- ウ 外部の専門家等による講義などについては、実施形態や実施時期を考慮するとともに、講師の健康状態の把握や感染症予防対策を行うこと。
- エ 各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなど、単元の内容や順序を一部変更すること。

(2) 個別の教科・科目実施上の留意点

- ア 理科：当面は、実験は演示や動画の視聴に替えるなど工夫すること。

*動画視聴サイトの一例

- ・おうちで学ぼう！NHK for School
<https://www.nhk.or.jp/school/>
- ・NHK高校講座
<https://www.nhk.or.jp/kokokoza/>
- ・理科ネットワーク
<https://rika-net.com/>

- イ 家庭：調理実習は、当面実施しないこと。
- ウ 音楽：歌唱や管楽器等を使う活動は当面実施しないこと。
- エ 保健体育：

- (ア) 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に

見直すこと。

- (イ) 生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。
- (ウ) 生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。
- (エ) 下記に例示した運動については、感染防止の観点から、当面の間、実施について検討すること。

<避けた方がよい運動の例>

○ 二人組のストレッチ ○ 近寄った状態でのランニング など

- (オ) 領域ごとの指導内容については、令和2年5月20日付け教保体第236号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」を参照すること。

- (カ) 運動時のマスク着用による身体リスクを考慮して、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、マスクを着用しない生徒の間隔を2m以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。

◇令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

- (キ) 水泳については、更衣室を一斉に利用させないことやプールサイド・プール内で生徒の間隔を2m以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。なお、生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度の取扱いを控えること。

◇令和2年5月22日付け教保体第255号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（通知）」を参照

- (ク) 可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。
- (ケ) 授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。
- (コ) 中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。
- (サ) 感染の不安から実技を行うことを希望しない生徒については、無理に行わせないこと。

(3) 専門学科等実施上の留意点

【高校教育指導課③】

- ア 実験・実習を行う場合は、換気や衛生管理を適切に行い、多くの生徒が密集しないように配慮すること。
- イ 食品製造実習については、健康観察や換気及びマスクの着用、機器の消毒等の衛生管理、生徒間の距離を保つなどの対策を徹底すること。

【参 考】

「食品産業事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-24.pdf

3 昼食 【保健体育課①・高校教育指導課①】

- (1) 食事前後の流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (2) 対面にならないように指導を徹底させること。
- (3) 可能な限り会話を控えるよう指導すること。
- (4) 食堂等の衛生管理を徹底すること。

4 休み時間・放課後 【高校教育指導課①・保健体育課①】

- (1) 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。
- (2) 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。
- (3) 外から教室に入るときやトイレの後などに流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。

5 図書館 【高校教育指導課①】

- (1) 利用前後には、流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (2) 生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫し、密集させないよう配慮すること。

6 清掃活動 【保健体育課①・高校教育指導課①】

- (1) 窓を開け換気を十分に行うこと。
- (2) 短時間で終了できるように工夫すること。
- (3) 終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。
- (4) 体調不良者用の部屋及びトイレは、生徒には清掃させないこと。

7 学校行事 【高校教育指導課①・保健体育課②】

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。

- (1) 全校集会や学年集会等
 - ア 換気の悪い密閉空間は避けること。：換気の徹底（こまめに換気）
 - イ 多くの人が密集する場所を作らないこと。：身体的距離（1 m以上）の確保
 - ウ 近距離での会話や発声などの密接場面を作らないこと。
- (2) 入学式
 - ア 当日の参加者を新入生及び教職員のみとすること。
 - イ 会場の椅子の間隔を空けて参加者間のスペースを確保すること。（1 m以上）
 - ウ 入学式全体の時間を短縮すること。（祝辞の割愛、式辞等を文書で配布するなど）
 - エ 会場の換気や咳エチケットの徹底など、必要な感染予防対策を講じること。

(3) 文化祭

ア 文化祭は生徒が密集して長時間活動することとなるため、感染拡大防止の観点から原則として中止を検討すること。

イ 生徒の学習活動上、必要な場合には十分な感染防止対策を行った上で、少人数による学習成果の発表などの機会を設けることを検討すること。

(4) 体育祭

ア 現在の感染状況から、延期や中止を検討すること。

イ 実施する場合においても、開閉会式、競技中、応援中を問わず、「密」の状態にならないように競技内容や運営方法を検討すること。

(5) 遠足など、泊を伴わない校外行事

当面の間は、慎重に判断すること。実施する場合においても、旅行の目的、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

(6) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

本県における状況を考慮すると、現状における実施の判断は大変厳しいと考えられる。しかしながら、今後の感染状況の変化も考えられることから、現段階での判断を留保する場合、実施の可否については、下記の点を踏まえ旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、企画料やキャンセル料等の保護者負担にも配慮した上で、適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の理解に努めること。

- 目的地等の状況
- 現地の医療体制等
- 生徒の心情等

8 部活動

【保健体育課②・高校教育指導課①】

(1) 部活動の在り方

ア 通常登校が再開されるまで、実施しないこと。

イ 通常登校後の、当面の実施方法は以下のとおりとする。

(ア) 生徒の体力等の状況を考慮して、再開当初の活動を週3日程度かつ1回の活動を60分程度とする等、活動の頻度や強度を落とした計画を立てること。

(イ) 活動の内容について、身体接触を伴う運動や活動及び更衣や準備の時間に「3密」となる状況を避けるための工夫をすること。

(ウ) 生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしないこと。

ウ 部活動の活動場所については、屋外の実施が望ましい。

(ア) 屋内で行う場合は窓を全開することや道具の消毒等を徹底するとともに、十分な身体的距離を保てるように少人数での活動とすること。

(イ) 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は絶対に避けること。

エ 部活動を再開するに当たっては、近隣の病院の状況を考慮し、熱中症や不慮の事故等への対応の可否について確認すること。

(2) 校内合宿

校内合宿についても、泊を伴う校外行事と同様に扱うこと。

9 身体測定・健康診断

【保健体育課①】

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について(5月21日時点)」問22を参照

- (1) 学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施すること。
- (2) 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (3) 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。
- (4) 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。
- (5) 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【3密を避ける例】

- ・ 生徒及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ・ 部屋の適切な換気に努める。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒。

(日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参照)

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

- ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
- ・ 事前に生徒、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・マスク着用・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
- ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
- ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
- ・ 生徒の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
- ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

- ・ 生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。
- ・ 身体測定等を行う教職員は、手袋・マスクを着用する。

○ 事後の対応

- ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。
- ・ 会場の換気を十分に行う。

(6) 体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

10 学校説明会等の中高連携

【高校教育指導課②】

- (1) ホームページでの情報発信を積極的に活用すること。
- (2) 学校説明会等の実施については、高校及び地域の中学校が通常の教育活動再開後に実施すること。
- (3) 参加者には、事前の健康観察など十分な感染症予防を依頼した上で実施すること。
- (4) 参加者が多くなり、3つの密となる恐れがある場合は、説明会の実施回数を調整するなどの工夫をすること。

Ⅲ－２ 教育活動上の留意点について（特別支援学校）

【特別支援教育課・保健体育課①②】

1 登下校

(1) 分散登校

ア 分散登校の取り組み方

- (ア) 1週間の登校させる日数に応じ、1日あたりの児童生徒数がほぼ均等になるよう工夫する。
- (イ) 学年・学部等を分散させた登校から段階的に開始する。
- (ウ) 教育委員会が移行期間の状況を踏まえ、通常の教育活動の再開指示を行うので指示があるまでは分散登校を行う。
- (エ) 短縮日課や週当たりの登校日数に幅がある場合の設定については、学校の実情に合わせて設定する。

【分散登校の実施例】

(週1回)

※高等部の学年を2グループに分けて登校

月	火	水	木	金
小1	小2	小3	小4	小5
小6	中1	中2	中3	高1A
高1B	高2A	高2B	高3A	高3B

(週2回)

月	火	水	木	金
小1・3・5	小2・4・6	小1・3・5	小2・4・6	
中1	中2	中3	中1	中2・3
高1	高2	高3	高1	高2・3

(週3回)

月	火	水	木	金
小1・2 5・6	小2・3 4・5	小1・3 4・6	小1・2・6	小3・4・5
中1・3	中2	中1・3	中1・2	中2・3
高1	高2・3	高1・3	高1・2	高2・3

イ 「分散登校」に関する出欠の取扱い

- (ア) 学年毎に登校日を設定する場合は、登校の対象である学年は授業日数に含み、登校の対象でない学年は授業日数に含まないこと。
- (イ) 学年の一部に登校日に設定する場合は、当該学年の授業日数に含み、登校の対象である児童生徒については出欠を記録するとともに、登校の対象ではない児童生徒については、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

○学年の一部を登校日に設定する場合(例)クラス毎

	月	火	水	木	金	授業 日数	出欠	出席停止 ・忌引き等
1組	登校日	※	※	登校日	※	5	2	3
2組	※	登校日	※	※	登校日	5	2	3
3組	登校日	※	登校日	※	※	5	2	3

(2) スクールバス

ア 運行業者への換気や消毒の依頼

(ア) 運行業者にスクールバス運行前の車内消毒の徹底を依頼する。特に手すり等の多くの者が触れる場所の消毒は丁寧に実施させる。

(イ) 運行業者に安全を確保した上でスクールバス内の窓を開け、換気を行うよう依頼する。

イ 特に分散登校の期間中には、乗車予定の児童生徒が変動するため、乗車する児童生徒の氏名を正確に運行業者へ連絡する。

ウ スクールバス乗車前には、あらためて健康観察を行うよう保護者に依頼する。

エ 乗車前に発熱等の体調不良がみられた場合は、スクールバスに乗車できないことについて、事前に保護者の理解を得ておく。

オ スクールバスの座席配置の工夫

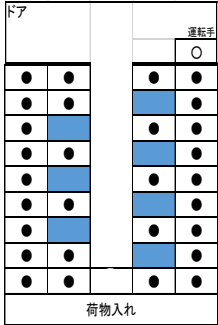
下記の図を参考に各バス便に乗車する児童生徒数を考慮し、間隔を空けた座席配置を工夫する。今後、スクールバスの増車が認められた学校は2台体制による座席配置を検討する。

■中型バス（37人定員）乗車率約80%の乗車イメージ

① 通路側席は、児童生徒同士が密着することを防ぐため、交互に空席を設ける。

② 窓側席は、窓を開け換気を行うことが可能であるため、空席を設けない。

③ 最前列席は、乗車口があり前面の空間が確保できるため、空席を設けない。



カ スクールバスの乗車に不安を感じる保護者については、保護者等による送迎についても柔軟に対応する。

キ スクールバス乗車中は、できるだけ会話を控える、マスク着用を促すなどの感染予防についてあらかじめ指導しておく。

ク 校門や昇降口等での密集が起こらないよう、例えばスクールバス到着・下車時刻を可能な範囲で分散させるなどの工夫をする。

(3) 時差通学

ア 当面の間、公共交通機関を利用する児童生徒の多い学校において、通勤時間帯を避けた登校時間について検討する。また、高等特別支援学校や高校内分校では、学年毎に登校時間に差を設けることも検討する。

イ 家庭、地域、関係機関（警察等）に対し、時差通学の実施について情報提供を行い、連携・協力して登下校指導や、必要に応じて交通安全指導の実施を検討する。

(4) 分散登校実施期間中の学校での居場所の確保

ア 登校日でない日において、やむを得ない事情がある場合は、これまでと同様に受け入れを行う。

イ 受け入れ時間は、授業時間の範囲とする。

ウ 受け入れにあたっては、原則として保護者等による送迎とし、送迎の手段がどうしてもない場合はスクールバス利用もできることとする。

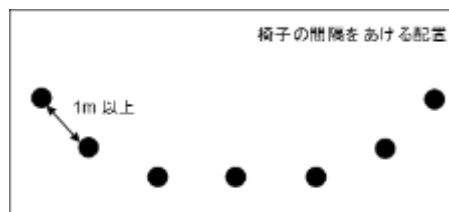
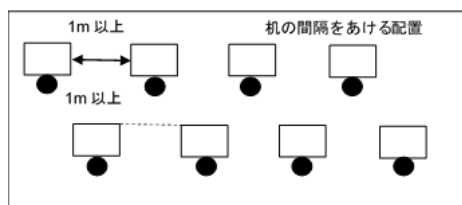
エ 午前から午後の時間の受け入れの際は、家庭から食事を持参することとする。

2 各教科等の指導

(1) 全体に関する内容

ア 教室内的な身体的距離の確保

(ア) 下の図を参考に1m以上の間隔をあけるよう座席配置を工夫する。



(イ) 学級の人数以下での活動を基本とし、グループ等の活動においてもできる限り少人数での活動とする。その他、密集したり近距離での活動になったりしないよう配慮する。

イ 可能な限り、常時2方向の窓を開放する。休み時間や放課後には、教室や廊下等の窓を開放し十分な換気を行う。エアコン使用時も換気を行う。

ウ 教員・児童生徒は、障害の状況に応じて可能な限りマスクを着用する。

エ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、使用する前後で手洗いを徹底させる。

オ 外部人材を活用する際には、検温や風邪症状など体調に関する健康の把握や感染症予防対策を行うこと。

カ 各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点から、リスクの高い学習活動を行わないなど、単元の内容や順序を一部変更して

行うなど工夫すること。

(2) 個別の教科等

ア 生活単元学習及び家庭等：

調理実習は児童生徒同士が近距離の活動となり試食も行うため、当面実施しないこと。

イ 音楽：歌唱や管楽器等を使う活動は当面実施しないこと。

ウ 保健体育：

(ア) 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

(イ) 児童生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

(ウ) 児童生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

(エ) 下記に例示した運動については、感染防止の観点から、当面の間、実施について検討すること。

<避けた方がよい運動の例>

○ 二人組のストレッチ ○ 近寄った状態でのランニング など

(オ) 領域ごとの指導内容については、令和2年5月20日付け教保体第236号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」を参照すること。

(カ) 運動時のマスク着用による身体リスクを考慮して、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、マスクを着用しない児童生徒の間隔を2m以上保つなど、感染のリスクを避ける対策を講じること。

◇令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

(キ) プール指導については、高等学校等と比較してプールが狭小であることから、密集、密接な状況が生じるため、中止を検討すること。

(ク) 可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。

(ケ) 授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。

(コ) 中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。

(サ) 感染の不安から実技を行うことを希望しない児童生徒については、無理に実技を行わせないこと。この場合、評価については、このことのみをもって欠点とすることのないようにし、学習指導要領の4観点に基づいて、平素の学習状況を適切に評価すること。

エ 専門教科及び作業学習

食品加工の実習を実施する場合、感染症対策を講じた上で、衛生管理を徹底して実施する。ただし、外部の方を対象とした校内カフェ等は運営しない。

オ 自立活動

近距離での会話や発声等が必要な指導場面でマスクが使用できない場合や、教員と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う等の柔軟な対応を図る。

3 給食

(1) 給食時の感染予防の徹底

ア 給食室で一堂に食事をすることは避け、教室等で食事をする。

イ 座席は対面にならないよう配置を工夫する。

ウ 教員による配膳を行う。

エ 可能な限り会話を控えるよう指導する。

オ 食事前後の手洗い指導を徹底させる

(2) 休業中においては、正式に学校再開が決定された後に、食材調達等を行う。開始までの期間は、短縮又は弁当持参などの対応を検討する。

(3) 分散登校中は、児童生徒数の変動により食材量の変動するため業者への連絡について、遺漏のないようにすること。

(4) 調理従事者の健康管理や、調理場の衛生管理を徹底する。

4 休み時間・放課後

(1) 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。

(2) 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。

(3) 外から教室に入るときやトイレの後などに手洗いを徹底させること。

5 清掃活動

(1) 窓を開け換気を十分に行うこと。

(2) 短時間で終了できるように工夫すること。

(3) 終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。

(4) 体調不良者用の部屋及びトイレは、児童生徒には清掃させないこと。

6 進路指導

(1) 産業現場等における実習は、感染予防の観点から学校再開後、高等部3年生及び専攻科の進路先決定に必要な生徒について優先的に実施する。実施においては、不安を感じる保護者に対しては、事前の説明を丁寧に行い、意向を十分に踏まえた上で実施する。

(2) 中学部及び高等部1・2年生の産業現場等における実習については、感染防止の観点から9月以降の実施とする。

7 学校行事

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。

(1) 文化祭・運動会

ア 児童生徒が密集して長時間活動することとなるため、感染防止の観点から中止を検討すること。

イ 児童生徒の学習活動上、必要な場合には十分な感染防止対策を行った上で、少人数による学習成果の発表の授業などを検討する。

(2) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

本県における状況を考慮すると、現状における実施の判断は大変厳しいと考えられる。しかしながら、今後の感染状況の変化も考えられることから、現段階での判断を留保する場合、実施の可否については、下記の点を踏まえ旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、企画料やキャンセル料等の保護者負担にも配慮した上で、適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の理解に努めること。

- 目的地等の状況
- 現地の医療体制等
- 生徒の心情等

(3) 社会体験学習など、泊を伴わない校外行事

当面の間は、慎重に判断すること。実施する場合においても、旅行の目的、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

8 訪問教育

呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高いことから、保護者と十分に相談し、地域の感染状況や、主治医、学校医、児童生徒の状態等に基づき個別に実施について判断のうえ、感染症予防対策を十分行った上で実施すること。

9 医療的ケア

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高いことから、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医、相談医に相談の上、児童生徒の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

(2) 4月以降に登校状況などを踏まえ、児童生徒の状況を確認すると共に保護者との共通理解を図りながら、医療的ケアを段階的に進めていく。

10 寄宿舎の指導

- (1) 再開に当たっては、利用人数を段階的に増やしていくことを検討する。
- (2) 寄宿舎内での活動の3密な状況を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用などにより環境衛生管理を徹底する。
- (3) 十分な睡眠がとれるようにし、朝夕の検温等の健康観察を行うなど健康管理を徹底する。

11 教育支援プラン

- (1) 学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、教育支援プランの精査や見直しを行う。特に、新入学の児童生徒等について、個別の指導計画等を作成していない場合は、保護者等と連携して実態を把握のうえ作成する。
- (2) 今年度は、教育支援プランの作成時の目標に対する評価を3月に行うよう年間のスケジュールを見直すことについて保護者の理解を得ること。なお、作成後は保護者と連携を図り、随時進捗状況を伝えるよう努める。

12 支援籍、交流及び共同学習

- (1) 支援籍は、9月以降の実施とすること。実施に当たっては、市町村毎で学校の再開状況が異なることにも十分留意し、計画を作成すること。
- (2) 交流及び共同学習の実施にあたっては、支援籍と同様に対応する。当面の間、交流会については中止を検討する。なお、ICTを活用した交流方法の工夫などを検討する。

13 身体測定・健康診断

【保健体育課①】

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問22を参照

- (1) 学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施すること。
- (2) 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (3) 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。
- (4) 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

(5) 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【3密を避ける例】

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める
- ・ 部屋の適切な換気に努める
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒。

(日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」から)

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

- ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
- ・ 事前に児童生徒等、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・マスク着用・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
- ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
- ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
- ・ 児童生徒等の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
- ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

- ・ 児童生徒等及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。
- ・ 身体測定等を行う教職員は、手袋・マスクを着用する。

○ 事後の対応

- ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。
- ・ 会場の換気を十分に行う。

(6) 体育の授業や体育的行事に児童生徒等が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、児童生徒等の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

14 部活動

(1) 部活動の在り方

ア 通常登校が再開されるまで、実施しない。

イ 通常登校後の、当面の実施方法は以下のとおりとする。

(ア) 生徒の体力等の状況を考慮して、再開当初の活動を週3日程度かつ1回の活動を60分程度とする等、活動の頻度や強度を落とした計画を立てること。

(イ) 活動の内容について、身体接触を伴う運動や活動及び更衣や準備の時間に「3密」となる状況を避けるための工夫をすること。

(ウ) 生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしないこと。

ウ 部活動の活動場所については、屋外の実施が望ましい。

(ア) 屋内で行う場合は窓を全開することや道具の消毒等を徹底するとともに、十分な身体的距離を保てるように少人数での活動とすること。

(イ) 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は絶対に避けること。

エ 部活動を再開するに当たっては、近隣の病院の状況を考慮し、熱中症や不慮の事故等への対応の可否について確認すること。

(2) 校内合宿

校内合宿についても、泊を伴う校外行事と同様に扱うこと。

15 学校公開

当面の間、外部からの来校者のある学校公開は中止を検討する。

16 就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

来年度の就学・転学・入学に係る説明会を計画する際には、参加者を次年度の就学等に関する者に限定し、複数回に分散するなど工夫により3密な状況が生じないようにする。また、参加者には事前の健康観察を依頼するなど感染症の予防に十分留意した上で実施し、就学等に必要な情報が本人及び保護者に対し適切に提供されるよう配慮する。

IV 進路指導（進学・就職）について（高等学校）

1 共通の留意点

【高校教育指導課②③】

- (1) 学校再開後、速やかに個別指導を行い生徒個々の進路実現に努めること。
また、登校しない生徒に対しても、個別指導によるきめ細かな進路指導を継続すること。
- (2) 「進路の手引き」等を活用し、個々に応じた丁寧な指導を行うこと。
- (3) 個別指導においては、「3つの密」を避けるよう留意すること。
- (4) インターネット環境のない家庭に対しては、コンピュータ室の使用ができるよう配慮すること。
- (5) Web 会議システムを利用して面談等をする場合は、個人情報を保護する観点から適切に対応すること。

2 進学指導の留意点

【高校教育指導課②】

各大学等のオープンキャンパス等について、情報の収集に努め、生徒へ適切に指導すること。

3 就職指導の留意点

【高校教育指導課③】

- (1) 求人票に係る指導の際には、厚生労働省「高卒就職情報 WEB 提供サービス」を積極的に活用すること。
なお、ID とパスワードの取扱いについては以下の点に留意すること。
 - ア 交付は生徒のみとする。
 - イ 交付した生徒のリストを作成すること。
 - ウ 生徒は保護者を含め他人に ID とパスワードを教えないこと。
- (2) 職業調べについては、厚生労働省「職業情報提供サイト（日本版 O-NET）」の活用も検討すること。（令和2年3月31日付け事務連絡で各学校に周知）
(URL) <http://shigoto.mhlw.go.jp>

V 心のケア等に関することについて

1 心のケア

【生徒指導課】

(1) 児童生徒等の理解・心のケア

学校再開後の児童生徒等は、長期の臨時休業中にさまざまな不安やストレスを抱えていることが懸念される。まずは、教職員が児童生徒等の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った指導を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活を送れるよう取り組むこと。

(2) 自殺予防への取組

休業明けの環境の変化により、精神的に不安定な状況から自殺者が増える傾向にある。学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて、再開後の児童生徒等の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行うこと。

(3) 児童生徒等の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図り、現下の状況から児童生徒等を理解し、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について改めて確認すること。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒等が、再び不登校等になることもあるため、当該児童生徒等の家庭との連携を図り、学校再開後の受け入れ体制を再確認すること。

なお、不登校等児童生徒等への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて確認のうえ、適切に対応すること。

(4) 相談窓口

児童生徒等は、長期の臨時休業中にさまざまな不安・ストレスを抱えていることが懸念される。学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒等の心のケアに配慮すること。

・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」（リーフレット）

～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～

・困ったときの相談窓口（県HP）

（URL）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html>

◇令和2年5月22日付け教生指第75-2号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を確認し、資料等を参照

2 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ 【生徒指導課・人権教育課①】

(1) 感染者等に対する偏見や差別、いじめ

感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することは、児童生徒等のプライバシーへの配慮を欠く行為である。また、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。それらの行為はいじめにつながる恐れもあることから、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒等の発達の段階に応じて適切に指導すること。

また、いじめが発生した場合には通常に対応と同様に組織として対応すること。

(2) SNS上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼すること。

◇令和2年5月22日付け教生指第75-2号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を参照し、内容の確認をする

3 児童虐待への対応

【人権教育課②】

学校再開後に、臨時休業期間中の在籍児童生徒に関する児童虐待事案を発見した場合には、人権教育課（企画・児童虐待対応支援担当）まで報告・相談するとともに、事案の内容を鑑みて児童相談所等とも連携した迅速な対応をすること。

◇令和2年4月13日付け教人第6号「児童虐待に係る通告・通報の報告について（通知）」を参照

VI 教職員の勤務・サービス、健康管理について

1 教職員の勤務・サービス

【県立学校人事課】

次の通知を踏まえ、適切に対応すること。

関係通知

- ・令和2年3月4日付け教県第1041-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」
- ・令和2年3月4日付け教県第1042-1号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」
- ・令和2年4月6日付け教県第29号「職員の体調不良時の対応の周知徹底について（通知）」
- ・令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員のサービス等について（通知）」
- ・令和2年5月22日付け教県第128-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』の一部変更について（通知）」

2 教職員の健康管理

【福利課・県立学校人事課】

(1) 朝夕の体温測定をするなど教職員の体調変化に注意し、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤するよう指導すること。

(2) 体調不良時の対応

ア 風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）で体調不良の場合は、出勤の自粛を徹底させること。また、服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬がない状態で2日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡させること。

イ 風邪症状のある親族等と同居または長時間の接触があった場合は、出勤を自粛させること。また、朝夕の体温測定をするなど自身の体調変化に注意し、風邪症状等がないことを確認してから出勤させること。

◇令和2年3月6日付け教県第1051-1号、1051-2号「職員の体調不良時の対応の徹底について（通知）」を参照

ウ 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避け、速やかに帰宅すること。

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問5を参照

(3) 心身の健康に関する相談がある場合には、福利課の保健師健康相談が活用できることを周知すること。

VII 就学支援について

【財務課】

1 高等学校等就学支援金の申請

高等学校等就学支援金については、休校等により申請書類の集約が滞る場合を想定し、申請書類の提出期限を5月中旬に変更したところである。なお、提出期限に間に合わない学校に対しても柔軟に対応することとしている。

2 家計が急変した世帯への支援

就業条件の変化等により家計が急変した場合、申請により支援（入学料及び授業料の減免、埼玉県高等学校等奨学金）を受けることが可能であるため、保護者へ十分周知すること。

VIII 感染者が判明、または濃厚接触者が特定された場合の対応

【保健体育課①】

1 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

令和2年5月22日付け教保体第251号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について（令和2年5月22日）（通知）」を参照の上、適切かつ迅速に対応すること。

2 臨時休業を検討する際の判断要件

学校保健安全法第二十条により、感染症の予防上必要があるときの臨時の全部又は一部の休業は、設置者が行うことになる。その際、県では以下の要件を踏まえ、判断する。

- (1) 感染者の学校内における活動の態様
- (2) 接触者の多寡
- (3) 地域における感染拡大の状況
- (4) 感染経路の明否 等

※ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難である。

(参考)「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

3 濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

児童生徒及び教職員の同居の家族の中に感染者がいるなど、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、感染の有無が明らかになる又は、保健所から指示のあった健康観察期間が終了するまでの間、休ませる。

◆出席停止の取扱い

事由	保健体育課への感染症発生報告の名称
児童生徒自身が感染	新型コロナウイルス感染症
児童生徒自身が濃厚接触者	新型コロナウイルス濃厚接触者
児童生徒自身が風邪症状等による登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
家庭内に体調不良者がいる場合の登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
感染不安による登校自粛	感染症報告の必要なし

担当一覧

【保健体育課】

- ① 担当 健康教育・学校安全担当
電話 048-830-6963
- ② 担当 学校体育担当
電話 048-830-6947

【高校教育指導課】

- ① 担当 教育課程担当
電話 048-830-7391
- ② 担当 学びの改革担当
電話 048-830-6773
- ③ 担当 産業教育・キャリア教育担当
電話 048-830-6772

【特別支援教育課】

- 担当 特別支援学校教育指導担当
電話 048-830-6886

【県立学校人事課】

- 担当 学事担当
電話 048-830-6735

【生徒指導課】

- 担当 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
電話 048-830-6908

【人権教育課】

- ① 担当 人権教育担当
電話 048-830-6892
- ② 担当 企画・児童虐待対応支援担当
電話 048-830-6786

【福利課】

- 担当 健康づくり・メンタルヘルス担当
電話 048-830-6971

【財務課】

- 担当 授業料・奨学金担当
電話 048-830-6658